

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2025年2月12日
【中間会計期間】	第20期中（自2024年4月1日 至2024年9月30日）
【会社名】	株式会社サンウェルズ
【英訳名】	SUNWELLS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 苗代 亮達
【本店の所在の場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 上野 英一
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 上野 英一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 中間会計期間	第20期 中間会計期間	第19期
会計期間	自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日	自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日	自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日
売上高 (百万円)	9,188	13,087	20,107
経常利益 (百万円)	667	867	1,720
中間(当期)純利益 (百万円)	335	242	802
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	35	35	35
発行済株式総数 (株)	35,220,000	35,220,000	35,220,000
純資産額 (百万円)	4,919	9,779	5,198
総資産額 (百万円)	25,969	39,778	31,591
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	11.13	7.77	26.61
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	11.03	7.76	26.40
1株当たり配当額 (円)	6.00	-	14.00
自己資本比率 (%)	18.9	24.5	16.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	935	1,066	2,557
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,269	3,256	5,662
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,836	5,638	3,801
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	2,112	6,755	3,307

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため、記載していません。
3. 第20期中間会計期間より、資産に係る控除対象外消費税等の会計処理について、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行う方法から、個々の固定資産の取得原価に算入する方法に変更いたしました。そのため、第19期中間会計期間及び第19期に係る主要な経営指標については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当半期報告書提出日現在において判断したものであります。また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク」の項目番号に対応したものであり、変更箇所は下線で示しております。

(6) 法的規制について

当社は介護保険法に基づく介護サービスの提供にあたり、事業所ごとに指定業者として指定を受けており、同指定を取得するにあたり、厚生労働省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（1999年3月31日厚生省令第37号）及び各自治体条例介護保険法で定める基準を満たしております。

該当する根拠法で許認可取消事由がそれぞれ定められておりますが、主な内容は以下のとおりであります。

- ・不正請求 …実体のないサービス提供に対する請求、実体のない加算請求
- ・人員基準違反…人員不足での運営、無資格者によるサービス提供、実在しないスタッフによる記録作成、勤務時間の虚偽
- ・運営基準違反…記録の未整備、計画未作成、重要事項や計画の説明未実施
- ・虚偽報告 …自治体への届出や報告、実地指導対応における事実とは違う書類提出や答弁

当社は、これらの基準を遵守できなかった場合や不正請求が認められた場合には、指定の取消し等の処分を受けるおそれがあります。一事業所でも指定取消を受けた場合、法人が指定の欠格事由に該当し、指定取消から5年間は新たに指定を受けることができず、また指定の更新も受けることができなくなります。その場合には、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社は、当社が不正な診療報酬請求を行ったとする報道を受け、当社より独立した社外の専門家を委員とする特別調査委員会を設置し、客観性のある業務実態の調査を行い、2025年2月7日、当該特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。当該調査の結果、当社がPDハウス等で受け入れている入居者は、重症度の高いパーキンソン病患者であったことから、入居者及びご家族の同意を得た上で、1日3回・複数名訪問を標準としていたところ、現場の看護師等の多くに1日3回・複数名訪問が必須との認識を与えてしまい、訪問回数及び同行者の要否という観点での個別的検討・見直しが徹底されていなかったことが判明しました。また、そのような中で、数十秒から数分という短時間の訪問であるにもかかわらず30分を標準とする訪問看護を実施したとして診療報酬の請求を行っていた事案、及び訪問看護サービス提供の際に同行者が不在であったにもかかわらず同行者がいたものとして診療報酬請求を行っていた事案が存在していたことも判明しました。これを受けて、当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、当該調査報告書において指摘された原因分析及び再発防止策の提言を踏まえ、実効性のある再発防止策の策定と内部統制強化に向けた取組みを決議すると共に、経営責任を明確にすると共に今後の再発防止を徹底する観点から、関係者の処分を決議いたしました。当社は、今回の事態に至ったことを深く反省し、全役職員が一丸となり、速やかに再発防止策を実行し、信頼の回復に努めてまいりますが、今後の管轄当局からの指導その他の進捗次第では、社会的信用の低下、法的責任や費用・損失の負担、行政機関による処分等により、当社の事業、業績又は財政状況が重大な影響を受ける可能性があります。

（後略）

(10) 内部管理体制のリスク

当社では、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。その認識のもと、内部管理体制の一層の充実を図るべく、内部通報制度の運用や内部監査の実施、情報セキュリティ体制の構築等により、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおりますが、急速な事業拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、上記(6)に記載のとおり、当社において本来請求すべきではない診療報酬を請求していた事案等の存在が判明したことを受けて、2025年2月12日、過年度の決算を訂正し、2022年3月期から2024年3月期の有価証券報告書及び2023年3月期の第1四半期から2024年3月期の第3四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出すると共に、第18期及び第19期の内部統制報告書について、各期末時点において内部統制に開示すべき重要な不備が存在していたことを理由として、訂正報告書を提出しました。あわせて、当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、実効性のある再発防止策の策定と内部統制強化に向けた取組みを決議しており、今後、当該再発防止策を着実に実行すると共に、適正な内部統制の整備及び運用のさらなる強化に取り組む、内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが重要であると考え、再発防止に努めてまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国の経済は、社会経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の高まりによって景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方、円安を背景とした物価上昇、エネルギー・原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年を目途に、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）への取り組みが進められております。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきています。さらに指定難病においてはその専門性を有することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社は、パーキンソン病専門施設である「PDハウス」の全国展開を加速させてきました。パーキンソン病患者の方のニーズに応えるべく、2024年4月にPDハウス国立（東京都国立市）、2024年5月にPDハウス太平（北海道札幌市東区）及びPDハウス陣原（福岡県北九州市八幡西区）、2024年6月にPDハウス東大宮（埼玉県さいたま市見沼区）、2024年8月にPDハウス八千代中央（千葉県八千代市）、2024年9月にPDハウス南柏（千葉県柏市）及びPDハウス熱田（愛知県名古屋市長久区）を新規開設いたしました。既存施設を含めた各施設の稼働率は、いずれも順調に推移しております。

以上により、当中間会計期間における売上高は13,087百万円（前年同期比42.4%増）、営業利益は1,237百万円（同36.5%増）、経常利益は867百万円（同30.0%増）、中間純利益については242百万円（同27.7%減）となりました。

財政状態の状況

（資産）

当中間会計期間末の資産合計は39,778百万円となり、前事業年度末から8,187百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等により建物が4,716百万円、リース資産が651百万円、売掛金が781百万円、現金及び預金が3,447百万円増加した一方で、建設仮勘定が2,371百万円減少したことによるものです。

（負債）

当中間会計期間末の負債合計は29,999百万円となり、前事業年度末から3,606百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等によりリース債務が784百万円、長期借入金が4,101百万円、診療報酬返還に伴う負債が831百万円増加した一方で、短期借入金が2,640百万円減少したことによるものです。

（純資産）

当中間会計期間末の純資産合計は9,779百万円となり、前事業年度末から4,581百万円増加しました。これは主に、公募による自己株式の処分等により資本剰余金が4,570百万円増加したことによるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べて3,447百万円増加し、6,755百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,066百万円となりました。これは主に、税引前中間純利益853百万円、減価償却費607百万円、診療報酬返還に伴う負債の増加額831百万円が生じた一方で、売上債権の増加額781百万円が生じたこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は3,256百万円となりました。これは主に、新規事業所を開設したことに伴い有形固定資産の取得による支出3,152百万円が生じたこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は5,638百万円となりました。これは主に、自己株式の処分による収入4,574百万円、長期借入れによる収入4,500百万円が生じた一方で、短期借入金の返済による支出2,640百万円が生じたこと等によるものです。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(特別調査委員会による調査結果を踏まえた今後の課題)

上記「1 事業等のリスク」に記載のとおり、当社において本来請求すべきではない診療報酬を請求していた事案等の存在が判明したことを受けて、2025年2月12日、過年度の決算を訂正し、2022年3月期から2024年3月期の有価証券報告書及び2023年3月期の第1四半期から2024年3月期の第3四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出すると共に、第18期及び第19期の内部統制報告書について、各期末時点において内部統制に開示すべき重要な不備が存在していたことを理由として、訂正報告書を提出しました。あわせて、当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、実効性のある再発防止策の策定と内部統制強化に向けた取組みを決議しており、今後、当該再発防止策を着実に実行すると共に、適正な内部統制の整備及び運用のさらなる強化に取り組む、内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが重要であると考え、再発防止に努めてまいります。

(6) 研究開発活動

当中間会計期間における当社の研究開発費の総額は22百万円であります。

(7) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当中間会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	取得価額 (百万円)	資金調達方法	引渡日
PDハウス八千代中央 (千葉県八千代市)	PDハウスの建物	818	自己資金及び借入金	2024年5月
PDハウス南柏 (千葉県柏市)	PDハウスの建物	809	自己資金及び自己株式 処分資金	2024年6月
PDハウス熱田 (愛知県名古屋市熱田区)	PDハウスの建物	803	自己資金及び借入金	2024年6月
PDハウス新潟紫竹山 (新潟県新潟市中央区)	PDハウスの建物	741	自己資金及び借入金	2024年7月
PDハウス西京極 (京都府京都市右京区)	PDハウスの建物	791	自己資金及び借入金	2024年8月
PDハウス神戸深江本町 (兵庫県神戸市東灘区)	PDハウスの建物 (注)2	897	自己資金	2024年9月
PDハウス初芝 (大阪府堺市東区)	PDハウスの建物	725	自己資金及び借入金	2024年9月

(注) 1. 当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2. PDハウスの建物取得は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の取得によるものであります。

3【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	35,220,000	35,220,000	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。 なお、1単元の株式数は 100株であります。
計	35,220,000	35,220,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	-	35,220,000	-	35	-	-

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社杏	東京都千代田区永田町2丁目11番1号	13,500,000	41.62
苗代 亮達	石川県金沢市	3,904,700	12.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	1,962,300	6.05
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,242,100	3.83
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号)	713,286	2.20
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 BOFA証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOMS (東京都中央区日本橋1丁目4番1号)	630,695	1.94
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	459,032	1.42
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	427,895	1.32
KIA FUND F149 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	MINISTRIES COMPLEX, BLK 3, PO BOX 64, SAFAT 13001, KUWAIT (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	299,900	0.92
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	292,843	0.90
計	-	23,432,751	72.25

(注) 1. 株式会社杏は、当社代表取締役社長苗代亮達の資産管理会社であります。
2. 上記のほか、当社所有の自己株式が2,787,472株あります。

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,787,400	-	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,406,900	324,069	同上
単元未満株式	普通株式 25,700	-	-
発行済株式総数	35,220,000	-	-
総株主の議決権	-	324,069	-

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式72株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町15番13号	2,787,400	-	2,787,400	7.91
計	-	2,787,400	-	2,787,400	7.91

(注) 上記の他、単元未満株式が72株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,307	6,755
売掛金	3,987	4,769
棚卸資産	114	114
その他	196	357
貸倒引当金	1	0
流動資産合計	7,504	11,895
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	4,776	9,492
リース資産(純額)	13,077	13,729
その他(純額)	5,002	3,305
有形固定資産合計	22,856	26,527
無形固定資産	9	9
投資その他の資産		
その他	1,221	1,347
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	1,220	1,346
固定資産合計	24,086	27,882
資産合計	31,591	39,778
負債の部		
流動負債		
買掛金	118	150
1年内償還予定の社債	15	15
短期借入金	2,340	2,760
1年内返済予定の長期借入金	496	1,039
リース債務	250	266
未払法人税等	790	610
賞与引当金	795	983
その他	1,863	2,096
流動負債合計	7,729	5,922
固定負債		
社債	60	52
長期借入金	2,540	6,099
リース債務	13,344	14,112
退職給付引当金	175	208
診療報酬返還に伴う負債	2,017	2,848
資産除去債務	301	508
その他	222	245
固定負債合計	18,662	24,077
負債合計	26,392	29,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	35	35
資本剰余金	4,062	8,633
利益剰余金	1,093	1,094
自己株式	8	5
株主資本合計	5,182	9,757
新株予約権	15	21
純資産合計	5,198	9,779
負債純資産合計	31,591	39,778

(2) 【中間損益計算書】

(単位 : 百万円)

	前中間会計期間 (自2023年 4 月 1 日 至2023年 9 月30日)	当中間会計期間 (自2024年 4 月 1 日 至2024年 9 月30日)
売上高	9,188	13,087
売上原価	6,863	10,061
売上総利益	2,325	3,025
販売費及び一般管理費	1,418	1,788
営業利益	906	1,237
営業外収益		
受取利息	0	0
補助金収入	42	33
その他	17	17
営業外収益合計	59	52
営業外費用		
支払利息	289	383
その他	9	38
営業外費用合計	299	421
経常利益	667	867
特別損失		
固定資産除却損	0	2
特別調査費用等	-	12
特別損失合計	0	14
税引前中間純利益	667	853
法人税等	332	611
中間純利益	335	242

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)	当中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	667	853
減価償却費	357	607
賞与引当金の増減額(は減少)	82	187
退職給付引当金の増減額(は減少)	24	32
診療報酬返還に伴う負債の増減額(は減少)	529	831
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	289	383
補助金収入	42	33
特別調査費用等	-	12
売上債権の増減額(は増加)	705	781
棚卸資産の増減額(は増加)	0	0
仕入債務の増減額(は減少)	14	32
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	346	250
預り金の増減額(は減少)	146	64
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	22	21
その他	158	117
小計	1,575	2,214
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	283	391
補助金の受取額	44	33
法人税等の支払額	399	790
営業活動によるキャッシュ・フロー	935	1,066
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,160	3,152
敷金の差入による支出	109	127
その他	0	22
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,269	3,256
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	850	2,640
長期借入れによる収入	1,300	4,500
長期借入金の返済による支出	109	398
社債の償還による支出	15	7
配当金の支払額	129	241
リース債務の返済による支出	76	117
自己株式の処分による収入	34	4,574
その他	17	31
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,836	5,638
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	497	3,447
現金及び現金同等物の期首残高	2,610	3,307
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,212	1,675

【注記事項】

(会計方針の変更)

(資産に係る控除対象外消費税の会計処理の変更)

当社における資産に係る控除対象外消費税等の会計処理については、従来、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っておりましたが、当中間会計期間より個々の固定資産の取得原価に算入する方法に変更いたしました。

この変更は、事業所の新規開設を加速させたことにより、これまで主流であったリースによる取得に加えて自社建築による取得の件数が増加したことから、控除対象外消費税等を個々の固定資産の耐用年数にわたって費用配分することで、経済的実態を中間財務諸表及び財務諸表に適切に反映させるという観点から行ったものです。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前中間会計期間及び前事業年度については、遡及適用後の中間財務諸表及び財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の貸借対照表は、有形固定資産が408百万円増加、投資その他の資産が335百万円減少しております。前中間会計期間の中間損益計算書は、売上原価が7百万円増加、販売費及び一般管理費が17百万円減少したことにより、営業利益、経常利益、税引前中間純利益はそれぞれ9百万円増加しております。

また、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、貸借対照表の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は、72百万円増加しております。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

(診療報酬返還に伴う負債)

外部報道機関の報道を契機として、訪問看護事業において全社的に過剰な診療報酬請求が行われた疑義が判明したため、2024年9月20日に独立した外部の弁護士を含む特別調査委員会を設置して調査を進め、2025年2月7日に特別調査委員会から調査報告書を受領しました。特別調査委員会の調査の結果、訪問看護事業において診療報酬の請求が過大に行われた事実が判明しました。当該診療報酬に係る過大の請求等に対して、保険者等に対する金員の返戻額を計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
商品	2百万円	2百万円
仕掛品	1	1
貯蔵品	9	10

2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行(前事業年度は9行)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
当座貸越極度額及びコミットメント契約の総額	7,300百万円	4,590百万円
借入実行残高	3,300	660
差引額	4,000	3,930

(中間損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)	当中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
給料及び手当	426百万円	535百万円
賞与引当金繰入額	35	43
退職給付費用	3	3

2 特別調査費用

2024年9月20日付公表の「特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、特別調査委員会を設置いたしました。これに伴い、当中間会計期間における特別調査委員会による特別調査費用等として「特別調査費用等」12百万円を特別損失に計上しております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)	当中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
現金及び預金勘定	2,112百万円	6,755百万円
現金及び現金同等物	2,112	6,755

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月9日 取締役会	普通株式	129	13	2023年3月31日	2023年6月14日	利益剰余金

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年11月10日 取締役会	普通株式	181	6	2023年9月30日	2023年12月8日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年5月9日 取締役会	普通株式	241	8	2024年3月31日	2024年6月13日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更にあたり、2024年7月17日を払込期日とする公募による自己株式の処分2,000,000株を行い、資本剰余金が4,556百万円増加しております。

この結果、当中間会計期間末において資本剰余金が8,633百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

	サービス区分						合計
	P Dハウス	医療特化型 住宅	グループ ホーム	デイ サービス	福祉用具 事業	加圧トレー ニング事業	
北海道	928	-	-	-	-	-	928
関東	2,768	-	-	-	-	-	2,768
北陸	1,522	926	82	212	49	15	2,809
関西	1,637	-	-	-	-	-	1,637
九州	857	-	-	-	-	-	857
顧客との契約 から生じる収 益	7,714	926	82	212	49	15	9,001
その他の収益	-	-	-	-	187	-	187
外部顧客への 売上高	7,714	926	82	212	236	15	9,188

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	サービス区分						合計
	P Dハウス	医療特化型 住宅	グループ ホーム	デイ サービス	福祉用具 事業	加圧トレー ニング事業	
北海道	1,177	-	-	-	-	-	1,177
関東	4,786	-	-	-	-	-	4,786
中部・北陸	2,008	1,038	84	238	45	16	3,430
関西	2,137	-	-	-	-	-	2,137
九州	1,350	-	-	-	-	-	1,350
顧客との契約 から生じる収 益	11,460	1,038	84	238	45	16	12,882
その他の収益	-	-	-	-	205	-	205
外部顧客への 売上高	11,460	1,038	84	238	250	16	13,087

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)	当中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	11円13銭	7円77銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(百万円)	335	242
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	335	242
普通株式の期中平均株式数(株)	30,084,743	31,155,719
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	11円03銭	7円76銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	278,988	51,878
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	2022年11月15日開催の取締役会決議による第5回新株予約権新株予約権の数 130個 (普通株式 39,000株)

(重要な後発事象)

当社は、不正な診療報酬の請求を行ったとする報道において指摘された内容の事実関係及び問題の有無を明確にするため、当社より独立した社外の専門家を委員とする特別調査委員会を設置し、調査を実施後、過年度の決算訂正を行いました。

調査の範囲は関係者へのヒアリングや関係書類の精査・分析、デジタルフォレンジック調査などの多岐にわたるものとなっており、また、全国にある当社施設を対象として徹底した調査を実施していることから、相応の調査費用が発生しております。

同委員会による調査費用や過年度決算訂正関連費用等は現在集計中であり、2025年3月期第3四半期会計期間において約664百万円を特別損失に計上する予定であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月12日

株式会社サンウェルズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 智己

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンウェルズの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンウェルズの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認め

められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。